

# 交通政策審議会海事分科会船員部会水先小委員会報告の概要

資料2-2

## 応召義務

○ 船舶交通の安全を確保するため、あらゆる船舶にいつでも水先業務を提供できることが必要

→ ユーザーから求めがあれば、水先を行わなければならないという水先人の義務(水先法第40条、第42条)  
(あらかじめ定められた当直表(輪番制)に基づいて実施)

## 指名制

○ 競争原理が機能する市場環境の下で、柔軟な料金設定を求めるユーザーへの対応が必要

→ 船社と水先人が、あらかじめ水先業務の提供に関する契約を締結し、当該契約に基づいて水先を行う仕組みの構築

## 両立

応召義務を果たしつつ、競争原理が機能する適切な市場環境の整備を目指す

## 当面

### 指名制トライアル事業の実施

- ・東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海の各水先区において平成21年中に実施
- ・各水先区に水先人、ユーザーからなる「協議会」を設置(要請に応じ、国土交通省も参加)

- ① 指名と輪番は、原則指名が優先
- ② 柔軟な水先料金の設定につき、関係者で協議
- ③ 指名申込期限を 72時間前 → 48時間前以内 に短縮 等

本年6月25日 水先小委員会(委員長:杉山雅洋(早稲田大学教授))において報告取りまとめ

まず、東京湾、伊勢三河湾水先区から先行実施し、他の水先区においても本年中に開始

協議会で結果をレビューし、問題点を手直ししつつ、最終的には改正水先法の趣旨にかなった適切な市場環境の整備を実現

# 指名制トライアル事業の骨子

## 1. 概要

東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海の各水先区において、平成21年度中にそれぞれ一つ以上の「指名制トライアル事業」を実施する(関門水先区においては、ユーザーのニーズを踏まえ実施を検討する)。  
水先区によって、水先をめぐる状況が異なることから、本事業の内容は、水先区ごとに具体的に検討する。

本事業は、改正水先法の趣旨を勘案し、少なくとも次の内容を含むものとする。

- (1) 輪番制による水先業務全般に支障を生じさせない範囲で、船社の指名による水先業務を積極的に実施するものであること。
- (2) 船社による指名と輪番の優先順位については、原則として指名が優先されること。
- (3) 関係者間で柔軟な水先料金の設定について、協議が行われるものであること。
- (4) 本事業の導入に際し必要となる「引受事務要領」の改正を水先区ごとに行うものであること。

## 2. 検討の進め方

水先区ごとに「協議会」を設置し、関係者間で本事業の在り方について検討する(具体的には、次ページ参照)。

## 3. 配慮事項

本事業の実施に当たっては、円滑かつ安全な水先業務の実施に支障を生じさせないよう、当面、次の事項に配慮する。

- (1) 輪番制による水先業務の実施に支障を生じさせないよう、本事業に参加する水先人は、各水先区ごとに水先人総数の30%以内とする。ただし、関係者間で合意が得られた場合には、これを上回る水先人が参加することを妨げない。
- (2) 水先人の資質の向上に支障を生じさせないよう、水先業務を開始して2年以内の水先人については、指名の対象としない。  
また、高齢の水先人が年齢だけの理由で差別されることのないよう、配慮する。
- (3) 輪番制による業務において休暇中の水先人については、指名の対象としない。

一方、改正水先法の趣旨に鑑み、ユーザーに対するサービス向上の観点から、当面、次の事項に配慮する。

- (1) 現在、おおむね72時間前とされている指名申込みの期限を48時間以内に短縮する。
- (2) 指名に応じることができない場合、水先人会は、指名申込みを行った船社に対し、その具体的理由を書面により開示する。

# 指名制トライアル事業の進め方

## 各水先区に協議会を設置

- 本事業を実施するため、各水先区において、水先人会、本事業に参画する水先人及びユーザーによる「協議会」を設置する(いずれかの関係者からの要請があれば、国土交通省が協議会に参加することもあり得る)。
- 協議会においては、「事前指名契約の確実な実行」及び「事前指名契約船以外の船に対する水先業務の提供」を両立することが可能な本事業の在り方について検討し、その円滑な実施を図る。

(本事業の実施例)

- ① 水先人側とユーザーとの協議により、本事業の対象範囲(航路、対象船舶数等)を画定する。
  - ② 邦船社・外船社、大手・中小船社を問わず、ユーザーが希望すれば、本事業に参画できる。ただし、ユーザーの希望する対象船舶数の合計が①の対象船舶数を超える場合等においては、透明性のある一律の基準により対象船舶数の調整等を行うことがある。
  - ③ 参画するユーザーは、対象船舶数に応じ、参画する水先人をノミネートする。
  - ④ 水先人会は、ノミネートされた水先人の参画を促し、本事業の円滑な実施に必要な水先人の確保に協力する。
  - ⑤ 指名制と輪番制の両立を可能とする本事業のシステムを構築する。
- 本事業の内容については、各水先区の実状に合わせ、それぞれの地区において柔軟に事業の在り方を検討することが必要である。
  - 本事業の実施に当たり、引受事務要領について、水先区ごとに必要な見直しを行う。

- ・ 東京湾水先区及び伊勢三河湾水先区は、先行して速やかに開始(他の水先区は、本年中に開始)
- ・ 水先業務に支障が生じれば、協議会において検討
- ・ 結果を関係者間でレビュー(レビューは、事業実施後6か月以内に行う。)

レビューの結果、指名制の履行状況について問題点があれば、さらに引受事務要領等を手直し

引受事務要領を各水先人会の会則の一部に位置付けるとともに、  
改正水先法の趣旨にかなった指名制と輪番制の両立を本格的に実現

# 指名制トライアル事業のイメージ

○ 各水先区で協議会を立ち上げ、下図の例を参考に、各水先区の実状に合った事業を検討、実施

